

新型コロナウイルス感染症 疑いの受診について

- ◆ 2週間以内に新型コロナウイルス感染症が流行している海外に渡航及び居住していた。または、その人と濃厚接触した。
- ◆ 2週間以内に新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触した。

以上の条件に当てはまる方で、発熱（37.5℃以上）、呼吸器症状（咳・鼻水・くしゃみ・咽頭痛など）がある方は、病院内に入る前に下記の

「帰国者・接触者相談センター」に
電話相談をお願いします。

「帰国者・接触者相談センター」 連絡先
安城市、刈谷市、碧南市、知立市、高浜市にお住いの方

0566-22-1699

その他に居住の方は居住地の保健所にご相談ください。

※上記の条件を満たさない方は**通常の診療**となります。
受診の際、発熱・呼吸器症状のある方は**病院に入る前**
に**マスクの装着と手指消毒**をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の検査について

新型コロナウイルス検査が、保険適応となりましたが
帰国者・接触者相談センターが認めた方に限り検査を行うことができます。

安城更生病院内での検査は行えません。